

○上川町簡易水道事業給水条例施行規程

平成27年3月31日

上川町規程第6号

改正 令和元年9月17日規程第5号

(趣旨)

第1条 この規程は、上川町簡易水道事業給水条例（平成27年条例第7号。以下「条例」という。）の施行について、別に定めがあるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(給水装置の構成及び附属用具)

第2条 給水装置は、給水管並びにこれに直結する分水栓、止水栓及び給水栓をもって構成する。

2 給水装置には、町長の指定する止水栓筐及びメーター筐、その他の附属用具を備えなければならない。

(給水装置使用材料)

第3条 町長は、条例第5条第2項に定める設計審査又は工事完了検査において、水道法(昭和32年法律第177号。以下「法」という。)第16条の2第1項により指定を受けた指定給水装置工事事業者（以下「指定工事業者」という。）に対し、当該審査若しくは検査に係る給水装置工事で使用される材料が水道法施行令（昭和32年政令第336号。以下「政令」という。）第6条に規定する基準に適合していることの証明を求めることができる。

2 町長は、前項の規定により町長が求めた証明が提出されないときは、当該材料の使用を制限し、又は禁止することがある。

(給水装置の新設等の申込み)

第4条 条例第3条の規定による給水装置工事の申込みをしようとする者は、給水装置新設（改造）工事申込書（第1号様式）、給水装置修理申込書（第2号様式）、給水装置工事変更申請書（第3号様式）を町長に提出しなければならない。

(利害関係人の同意書等の提出)

第5条 給水装置工事の申込者が、次の各号の一に該当する場合は、当該土地若しくは家屋又は当該給水装置所有者の承諾書又はこれに代わるものを町長に提出しなければならない。

(1) 他人の土地又は家屋内に給水装置を設置しようとするとき。

(2) 他人の給水装置から分岐して給水を受けようとするとき。

(取消し等の届出)

第6条 給水装置工事の申込みをした者が、申込みを取り消し、又は工事の中止をしようとするときは、給水装置工事使用中止・工事中止等届(第4号様式)を直ちに町長に提出しなければならない。

(設計審査及び工事完了検査の申請)

第7条 条例第5条第2項の規定により給水装置工事の設計審査及び材料又は工事の検査を受けようとする者は、給水装置工事設計審査申請書(第5号様式)及び給水装置工事材料検査申請書(第6号様式)を提出しなければならない。

2 前項の規定により申請をしようとする者は、条例第20条第2号の定めにより設計審査、工事完了検査手数料を申請と同時に納入しなければならない。

(新設等の費用負担)

第8条 条例第4条に定める新設の費用負担は、町道等敷地内に布設する距離により算出した額とする。

(給水契約の申込み)

第9条 条例第7条による申込みをしようとする者は、開栓申込書(第7号様式)を町長に提出しなければならない。

(中止、変更等の届出)

第10条 条例第10条各項各号に定める届出の様式は、次の各号に定めるところによる。

(1) 水道の給水装置を廃止又は使用を中止するとき 給水装置使用中止・工事中止等届(第4号様式)

(2) 用途を変更するとき 給水装置用途変更届(第8号様式)

(3) 消防演習に私設消火栓を使用するとき 消火栓演習使用届(第9号様式)

(4) 水道使用者の氏名又は住所に変更があったとき 水道使用者氏名(住所)変更届(第10号様式)

(5) 給水装置の所有者に変更があったとき 給水装置所有者変更届(第11号様式)

(給水装置及び水質の検査請求)

第11条 条例第13条に定める給水装置又は水質の検査請求は、給水装置水質検査請求書(第12号様式)により請求しなければならない。

(使用水量及び用途の認定基準)

第12条 条例第17条の規定による使用水量及び用途の認定は、次の各号に定めるところ

による。

- (1) メーターに異常があったときは、メーター取替え後の使用水量を基準として、異常があった期間の使用水量を認定する。
- (2) 2種以上の用途区分に使用したときは、使用日数、使用者の業種その他を考慮して用途別を認定する。
- (3) 漏水その他の理由により使用水量が不明のときは、使用料を認定する月の前3月における使用水量その他の事情を考慮して認定する。
- (4) 積雪又は特別の事由のためメーターの点検ができないときは、前月又は前6月における使用水量を基礎として使用水量を認定する。

(料金等の徴収方法)

第13条 水道料金は納入通知書又は預金口座振替とし、手数料は納入通知書によるものとする。

(料金等徴収後の過不足精算)

第14条 料金等の徴収後その算定に誤りがあったときは、翌月分の料金徴収のときに過不足を精算する。ただし、給水装置の使用を廃止し、又は中止した者の料金については、速やかに精算する。

(料金及び過料の督促)

第15条 料金及び過料を滞納したときは、町長は期限を指定して督促しなければならない。

2 前項の料金及び料料に関する事務については、上川町債権管理条例（平成26年条例第20号）の規定を準用する。

(給水の停止)

第16条 条例第24条の規定により料金を滞納した者に対する給水停止処分の基準は、別に町長が定める。

(料金等の減免)

第17条 条例第21条に規定するその他特別の理由とは、次の場合をいう。

- (1) 料金の算定基礎である使用水量が明らかに、異常であると認めたとき。
 - (2) その他町長が特に必要と認めたとき。
- 2 前項の規定により料金等の軽減又は免除を申請しようとする者は、その理由を記載した申請書を町長に提出しなければならない。ただし、町長がその必要がないと認めた場合はこの限りでない。
- 3 料金等を減免する場合の額は、その都度町長が定める。

(警告、指示)

第18条 条例の規定により管理上の必要性から町長が発する警告又は指示は、給水装置管理者に対する警告(指示)書(第12号様式)により行う。ただし、緊急の場合はこの限りでない。

(簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及び検査)

第19条 条例第29条第2項の規定による簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及びその管理の状況に関する検査は、次に定めるところによるものとする。

(1) 次に掲げる管理基準に従い、管理すること。

ア 水槽の掃除を1年以内に1回、定期に行うこと。

イ 水槽の点検等有害物、汚水等によって水が汚染されるのを防止するために必要な措置を講ずること。

ウ 給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により供給する水に異常を認めるときは、水質基準に関する省令(平成4年厚生省令第69号)の表の上欄に掲げる事項のうち必要なものについて検査を行うこと。

エ 供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずること。

(2) 前号の管理に関し、1年以内に1回、定期に簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者が給水栓における水の色、濁り、臭い、味に関する検査及び残留塩素の有無に関する水質の検査を行うこと。

附 則

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 上川町水道事業給水条例施行規則(平成10年上川町規則第12号)は、廃止する。
- 3 この規程の施行日前に係るものについては、前項の規定による廃止前の規則の例による。

附 則(令和元年9月17日規程第5号)

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

第1号様式

承認	町長	課長	補佐	副主幹等		合議

整理番号 号

給水装置新設（改造）工事申込書

年 月 日

上川町長 様

申込者 住所 _____
氏名 _____
又は名称 _____ (印)

今般給水装置の新設(改造)工事を行いたいので上川町簡易水道事業給水条例の定めるところにより承認をお願い致します。

工事場所	上川町	使用者	(印)
用途区分	1家庭用 2旅館用 3臨時用 4その他用()		
建物状況	1既存 2新築 3改築 4増築		
上棟予定	年 月 日	完了予定	年 月 日
連絡先		建築業者	

本施設施行に伴う利害関係人の承諾

この施設の施行について生じる一切の利害については、申込者と協議の上、解決することを承諾致します。

土地所有者	(印)	(印)
家屋所有者	(印)	(印)
給水管所有者	(印)	(印)

施行 指定工事業者名	受付印	
------------	-----	--

第3号様式

承認	町長	課長	補佐	副主幹等		合議

整理番号 号

給水装置工事変更申請書

年 月 日

上川町長 様

申請者 住 所 _____
氏 名 _____
又は名称 _____ (印)

今般給水装置工事の変更申請を行いたいの为上川町簡易水道事業給水条例の定めるところにより承認をお願い致します。

工 事 場 所	上川町	使 用 者	(印)
用 途 区 分	1家庭用 2旅館用 3臨時用 4その他用()		

施 行 関 係 人

施 行 年 月 日	年 月 日	施 行 者	(印)
設 計 者	(印)	監 督 員	(印)

設計変更内訳									
種別項目	形状寸法	数量	増	減	種別項目	形状寸法	数量	増	減

第4号様式

承認	町長	課長	補佐	副主幹等		合議

整理番号 号

給水装置使用中止・工事中止等届

年 月 日

上川町長 様

住 所

届出人

氏 名



今般給水装置(廃止・使用中止・工事中止・工事申込取消)を行いたいので上川町簡易水道事業給水条例の定めるところにより提出致します。

給水栓所在地	上川町
設備番号	
中止・取消年月日	年 月 日
検 針	
理 由	

第5号様式

承認	町長	課長	補佐	副主幹等		合議

整理番号 号

給水装置工事設計審査申請書

年 月 日

上川町長 様

住所
申請者
氏名 ㊟

今般給水装置工事設計審査を申請しますので上川町簡易水道事業給水条例の定めるところにより提出致します。

工事場所	上川町	町	番地
種別	新設	改造	撤去
使用者氏名			
設計書	別紙の通り		
手数料	5,000円×	申込み＝	円

第6号様式

承認	町長	課長	補佐	副主幹等		合議

整理番号 号

給水装置工事材料検査申請書

年 月 日

上川町長 様

住所
申請者
氏名 ㊟

今般給水装置工事材料検査を申請しますので上川町簡易水道事業給水条例の定めるところにより提出致します。

工事場所	上川町 町 番地		
種別	新設	改造	撤去
使用者氏名			
材料検査項目			
品目	形状寸法	数量	摘要

第7号様式

承認	町長	課長	補佐	副主幹等		合議

整理番号 号

開 栓 申 込 書

年 月 日

上川町長 様

住 所
届出人
氏 名



今般給水装置の開栓を申込みますので上川町簡易水道事業給水条例の定めるところにより提出致します。

設 備 番 号		
新 使 用 者	住 所	上川町
	氏 名	
設 置 場 所		
給 水 開 始 理 由		
給 水 開 始	年	月 日
検 針	m3	
料 金 関 係		
備 考		

第8号様式

承認	町長	課長	補佐	副主幹等		合議

整理番号 号

給水装置用途変更届

年 月 日

上川町長 様

住所
請求者
氏名



今般給水装置の用途変更をしますので上川町簡易水道事業給水条例の定めるところにより承認をお願い致します。

設置場所	上川町
設備番号	
新用途	
旧用途	
用途変更年月日	年 月 日
備考	

第9号様式

承認	町長	課長	補佐	副主幹等		合議

整理番号 号

消火栓演習使用届

年 月 日

上川町長 様

届出人
氏名



今般消火活動の演習をしたいので消火栓演習使用届をしますので上川町簡易水道事業給水条例の定めるところにより承認をお願い致します。

種 別	1 消火栓	2 私設消火栓	3 その他
使 用 場 所	上川町		
使 期 間	年 月 日	午前・午後	時 分から
	年 月 日	午前・午後	時 分まで
使 用 目 的			

第10号様式

承認	町長	課長	補佐	副主幹等		合議

整理番号 号

水道使用者 住所
氏名 変更届

年 月 日

上川町長 様

住所
届出人
氏名



今般給水装置使用者の住所・氏名の変更がありましたので、上川町簡易水道事業給水条例の定めるところにより変更届を提出いたします。

種 別	1 定 額		原 簿 番 号
	2 計 量		
新 使 用 者	住 所	上川町	
	氏 名		
旧 使 用 者	住 所 (転出先)		
	氏 名		
変 更 年 月 日	年 月 日		
料 金 関 係			
備 考			

第11号様式

承認	町長	課長	補佐	副主幹等		合議

整理番号 号

給水装置所有者変更届

年 月 日

上川町長 様

住所
届出人

氏名



今般給水装置使用者の変更がありましたので、上川町簡易水道事業給水条例の定めるところにより変更届を提出いたします。

設置場所		
用途		
新使用者	住所	上川町
	氏名	
変更年月日	年 月 日	
備考		

第12号様式

承認	町長	課長	補佐	副主幹等		合議

整理番号 号

給水装置水質検査請求書

年 月 日

上川町長 様

住所
請求者
氏名 ㊟

今般給水装置の水質検査を請求しますので上川町簡易水道事業給水条例の定めるところにより提出致します。

設置場所	上川町
使用者	
設備番号	
用途	家庭用 旅館用 臨時用 その他用
検査理由	

第1号様式

第2号様式

第3号様式

第4号様式

第5号様式

第6号様式

第7号様式

第8号様式

第9号様式

第10号様式

第11号様式

第12号様式